

多久市職員の管理職手当支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 8 日

多久市長 横 尾 俊 彦

多久市規則第 6 号

多久市職員の管理職手当支給に関する規則の一部を改正する規則

多久市職員の管理職手当支給に関する規則（昭和 4 0 年多久市規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。
別表（第 2 条、第 3 条関係）

組織の区分	管理職手当を支給する職		支給額
市長の事務部局	課長	行政職給料表 7 級の職員	5 7 , 0 0 0 円
		行政職給料表 6 級の職員	4 2 , 0 0 0 円
	福祉事務所長	行政職給料表 7 級の職員	5 7 , 0 0 0 円
		行政職給料表 6 級の職員	4 2 , 0 0 0 円
	会計管理者	行政職給料表 7 級の職員	5 7 , 0 0 0 円
		行政職給料表 6 級の職員	4 2 , 0 0 0 円

		の職員	
	参事		36,000円
議会の事務部局	事務局長	行政職給料表7級の職員	57,000円
		行政職給料表6級の職員	42,000円
監査委員の事務部局	事務局長	行政職給料表7級の職員	57,000円
		行政職給料表6級の職員	42,000円
農業委員会の事務部局	事務局長	行政職給料表7級の職員	57,000円
		行政職給料表6級の職員	42,000円
選挙管理委員会の事務部局	事務局長	行政職給料表7級の職員	57,000円
		行政職給料表6級の職員	42,000円
教育委員会の事務部局	課長	行政職給料表7級の職員	57,000円
		行政職給料表6級の職員	42,000円
	参事		36,000円
市立病院	病院長		100,000円
	副院長		60,000円
	事務長	行政職給料表7級の職員	57,000円
		行政職給料表6級の職員	42,000円

		の職員	
	総看護師長		42,000円
	診療部門長、診療支援部門長及び副 総看護師長		32,000円

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。